

中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）**第3条**第6項の規定に基づき、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、中央区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 推荐会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号**及び第3号**に該当する委員のうちから**合わせて4人**を選出する。

↑（から第5号）

↑（それぞれ1人）

3 条例第2条第2項第2号**及び第3号**に該当する委員から構成員を選出できない場合

↑（から第5号）

合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推荐会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推荐会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号**又は第3号**に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。

↑（から第5号）

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める

場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項**第3号**に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選考すること。
↑ (第5号)
↑ (から第5号) 削除 ↑ 追記 ↑ (第5号に該当する委員は前号に掲げる委員)
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員**候補者**（団体選出委員等を除く。）を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員**候補者**を区自治協議会に推薦すること。
↑ 追記

(議決の委任)

第6条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

- (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員**候補者**等の**決定**に関すること。
↑ 追記 ↑ (市長への推薦)
- (2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。

(座長専決)

第7条 座長は、前条第1号に掲げる事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第9条 推荐会議は、委員**候補者**の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(構成員の任期の特例)

2 中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する要綱(平成28年6月23日制定)の施行(同要綱附則第1項第1号に掲げる規定をいう。)の日において現に構成員である者の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年6月23日に満了する。

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則の改正規定 平成28年6月23日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年6月24日

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

↑追記